

平成25年9月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

(平成25年度9月補正予算等関係)

## 県土整備部

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成25年9月定例会議案説明資料目次

県土整備部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	<総括表>	1
		県土総務課	2
		道路企画課	3
		道路建設課	4
		河川課	5
		治山砂防課	9
		空港港湾課	14
		<公共事業>	15
	2 歳入歳出事項別明細書		19
	3 節の明細		27
	4 繰越明許費に関する調書		28
	5 債務負担行為に関する調書		31

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第12号	鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正について	河川課	32
議案第13号	鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について	道路企画課 技術企画課	34
議案第15号	損害賠償の額の決定について	空港港湾課	38

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年7月2日専決)	道路企画課	39
	(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年8月2日専決)	県土総務課	40
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年8月22日専決)	県土総務課	41
	(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年8月22日専決)	県土総務課	42
報告第7号	長期継続契約の締結状況について	中部総合事務所 県土整備局	43

【公共事業実施地区】

区 分	課名等	頁
一般公共事業、地方特定道路整備事業、単県公共事業、災害公共事業	道路建設課外1	44

平成25年度補正予算説明資料総括表

県土整備部 (単位:千円)

課名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
県土総務課	569,698	10,018	579,716				10,018	
道路企画課	15,988,319	593,700	16,582,019				593,700	
道路建設課	13,742,725	34,160	13,776,885	1,580	1,000	27,790	3,790	
河川課	6,373,015	513,210	6,886,225		463,000	18,210	32,000	
治山砂防課	7,169,304	1,099,000	8,268,304	435,000	455,000	95,350	113,650	
空港港湾課	4,839,830	600	4,840,430			600		
計	52,622,823	2,250,688	54,873,511	436,580	<414,780> 919,000	141,950	753,158	県費負担 1,167,938

説明			
区分	予算額	主な内容	
一般事業	58,478	(新)汽水湖化に係る湖山池総合対策事業(河川課分)ほか 35,250	
公共事業	一般公共	126,160	砂防事業、農業農村整備事業、治山事業
	単県公共	1,503,550	地方特定道路整備事業、一般単県公共事業
	災害公共	562,500	
	計	2,192,210	
一般会計計	2,250,688		

(注)起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。  
 県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

県土総務課(内線:7-344)

1目 土木総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
土木事業総務費	15,793	10,018	25,811				10,018	
トータルコスト	199,299	10,018	209,317	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	23.1人	0.0人	23.1人	設計業務、監督業務				
工程表の政策目標(指標)	—							
説明								
県土総務課所管の文書倉庫(元・産業技術センター実験施設)の解体撤去に要する経費である。								

県土総務課 合計	569,698	10,018	579,716				10,018	
----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------	--

平成25年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

道路企画課(内線:7351)

2目 道路橋りょう維持費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
道路維持修繕費 [単県公共事業]	2,085,103	593,700	2,678,803				593,700	
トータルコスト	2,292,441	593,700	2,886,141	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	26.1人	0.0人	26.1人	整備計画の策定、設計積算、工事監督				
工程表の政策目標 (指標)	道路防災及び橋りょう補修の促進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

<7月15日豪雨に伴う復旧作業> 299,000千円 (中部20,000千円、米子190,000千円、日野89,000千円)  
7月15日豪雨に伴う復旧作業の内、災害復旧事業対象外の小規模な土砂、流木の撤去、側溝清掃等を行っている。  
※既存予算で既に対応しており、今後の災害等に備えて予算を積み増す。

<災害教訓に伴う機能強化> 294,700千円

土砂等の撤去後に、当該箇所及び同様の災害が発生する恐れのある箇所において、災害を未然に防ぐために必要な機能強化を行う。  
・横断管渠の機能確保(管内清掃等) ・側溝清掃・修繕 ・舗装打継目の修繕 など

2 主な事業内容

<7月15日豪雨に伴う復旧作業>

- ・道路へ流出する恐れのある土砂・流木の撤去
- ・排土ポケットに溜まった土砂の撤去
- ・破損した側溝の修繕
- ・側溝に堆積した土砂の撤去 など

<災害教訓に伴う機能強化>

- ・今後の豪雨の際に大水を適切に流下させるため、排水系統を見直して側溝を修繕する
- ・舗装を補修することで、道路下への水の浸入を防ぐ
- ・路肩を補修すると共にL型側溝等を設置することで、路肩や法面の崩壊・浸食を防ぐ など

土砂流出により、擁壁背後まで土砂が貯まっている(道路への流出の危険)

国道181号  
(江府町佐川)



土砂が排土ポケットに貯まり、満杯の状況

豪雨前



豪雨後

(主)倉吉江府溝口線  
大山沢(一の沢)



今後、大雨等があった場合に流出する恐れのある土砂・流木を撤去

貯まった土砂を撤去(ポケット容量の確保)

3 これまでの取組状況、改善点

これまでも定期的に斜面等の防災点検を実施し、必要に応じて対策工事を実施するとともに、日常の道路管理パトロールにより、損傷箇所を早期に把握して対処しているところであるが、今回の災害を教訓に、適正な維持管理の再徹底と、災害未然防止のための機能強化を図り、道路利用者の安全確保に努めていく。

道路企画課 合計	15,988,319	593,700	16,582,019				593,700	
----------	------------	---------	------------	--	--	--	---------	--

平成25年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費  
3項 農地費  
2目 土地改良費

道路建設課(内線:7623)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[一般公共事業]	284,923	3,160	288,083	1,580	<1,000> 1,000	(負担金) 790	△ 210	県費負担 790
トータルコスト	206,507	3,160	209,667	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.4人	0.0人	1.4人	整備計画の策定、設計積算、工事監督、国との調整				
工程表の政策目標(指標)	農道の整備							
説明								
事業名	補正前	補正	計	説明				
農山漁村地域整備交付金(保全対策)	1,840	3,160	5,000	岩美広域農道(鳥取市及び岩美町)				

8款 土木費  
2項 道路橋りょう費  
3目 道路橋りょう新設改良費

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)河原インター線愛称標識設置事業	0	4,000	4,000				4,000	
トータルコスト	0	4,000	4,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	整備計画の策定、設計積算、工事監督				
工程表の政策目標	-							
説明 県道河原インター線の愛称「かわはら八頭フルーツライン」を認知していただくとともに、周遊客の増加を図るため、愛称を表示した標識を設置する経費である。								
[単県公共事業] 地方特定道路整備事業	186,300	27,000	213,300			(負担金等) 27,000		
トータルコスト	306,254	27,000	333,254	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	15.1人	0.0人	15.1人	整備計画の策定				
工程表の政策目標(指標)	県道の整備							
説明								
事業名	補正前	補正	計	説明				
道路改良	186,300	27,000	213,300	【「鳥取県地域の元気・公共投資臨時基金」充当事業】 (主)鳥取鹿野倉吉線(鳥取市)				

道路建設課 合計	13,742,725	34,160	13,776,885	1,580	<1,000> 1,000	27,790	3,790	県費負担 4,790
----------	------------	--------	------------	-------	------------------	--------	-------	---------------

(注) 起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。  
県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

3項 河川海岸費

河川課(内線:7374)

1目 河川総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)汽水湖化に係る湖山池総合対策事業(河川課分)	0	35,250	35,250			(基金繰入金) 9,000	26,250	
トータルコスト	0	35,250	35,250	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	設計・積算業務、監督業務、関係機関との調整				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明 【「鳥取県地域の元気・公共投資臨時基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

平成24年1月に策定した「湖山池将来ビジョン」に基づき、同年3月12日より湖山水門(舟通し)を開放し、汽水湖としての再生を目指しているところである。

しかしながら、塩分濃度が5000mg/Lに到達した後も湖内の貧酸素化を懸念し舟通しの開放を継続したことや、異常気象(少雪、少雨、潮位等)の影響など、本年5月以降は水門操作を工夫しているものの、湖内の高塩分が解消できていない。

湖内の塩分濃度を2000~5000mg/Lで管理するには、よりきめ細かな水門操作を行うとともに、今後塩分調整ができる水門形式のあり方について比較検討する必要がある。

また、産卵のため河川を遡上したフナ等が貧酸素化により斃死したことから、河川の段差を解消して良好な河川環境を整備する。

2 主な事業内容

(1)水質計測器の設置:塩水の遡上状況や溶存酸素量等を把握するための水質計を水門上下流に2箇所設置する。 8,925千円

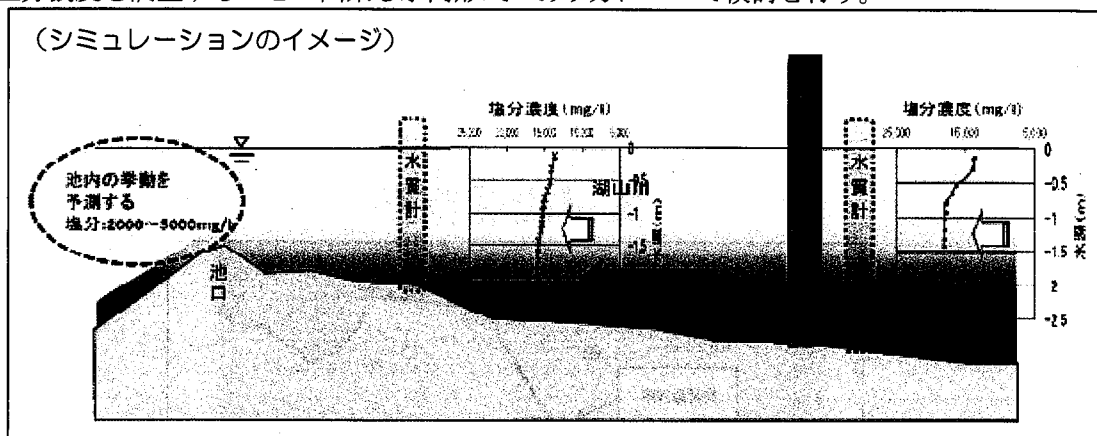
(2)水門の夜間操作:夜間も操作員を常駐し、きめ細かな水門操作を実施する。 1,250千円

(3)水門形式の比較検討:シミュレーションの実施と今後の水門形式のあり方検討 16,075千円

①湖山水門上下流で、塩分濃度・溶存酸素・流速の調査を行い、塩水の遡上状況等を把握し、塩分濃度の濃い塩水の逆流をどう抑制すれば、湖内の塩分濃度を2000~5000mg/Lにコントロール出来るか予測モデルの構築とシミュレーションによる再現性を検証し、水門操作に反映させる。

②当面の措置として、部分改修(舟通しの切り欠き拡大等)による塩分濃度の調整効果の検討と分析を行い、上記シミュレーションに反映させる。

③塩分濃度を調整することの出来る水門形式のあり方について検討を行う。



(4)魚道の設置:湖山川上流部の落差工(取水堰)4基に魚道を設置する。 9,000千円

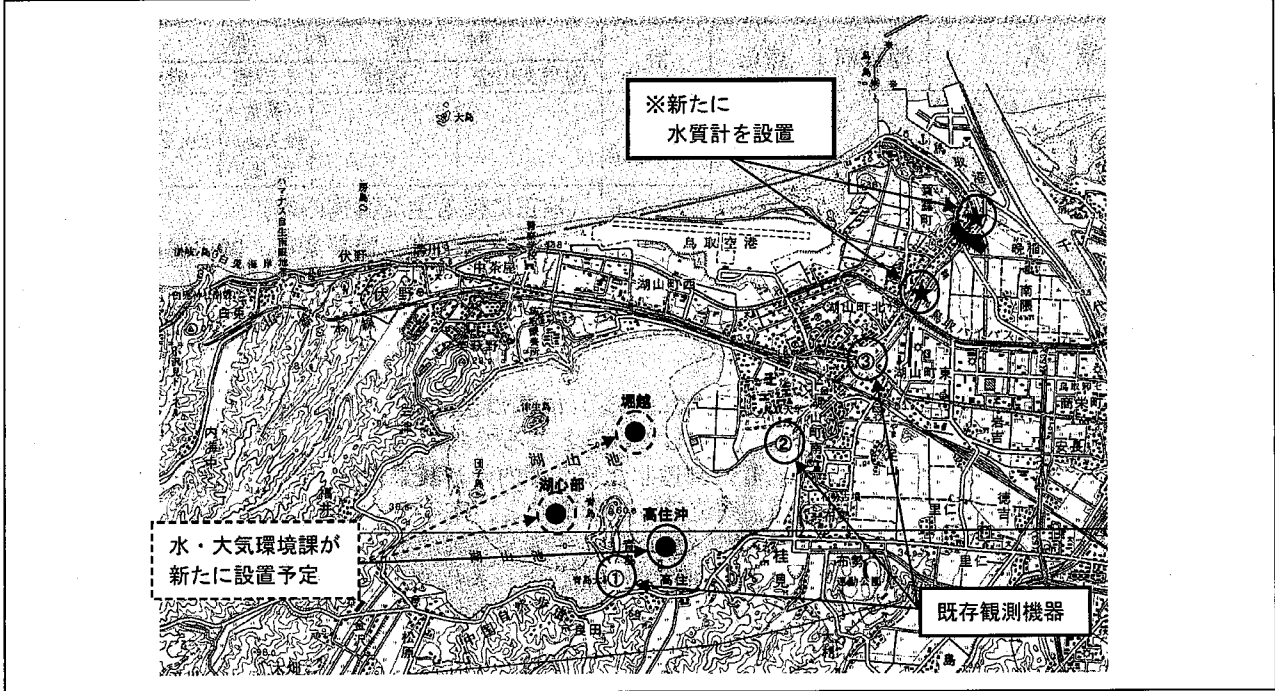
※4基のうち1基は防災・安全交付金で実施

3 これまでの取組状況・改善点

舟通し水門の部分閉鎖や土のうの設置などにより水門操作を工夫しているものの、異常気象等の影響もあり、湖内の高塩分が解消できていない。今後、塩分濃度を調整することの出来る水門形式のあり方について検討し、高塩分化の解消を図っていく。

# 水質計測器の設置状況

## 水質調査位置図（リアルタイム観測機器）



### 既存

No	所管	モニタリング項目	測定頻度	備考・メモ
①	県：水・大気課	塩分、水温、DO	連続 1時間毎	青島大橋、池口 底層部 テレメータ化 <a href="http://koyama-lake.info/index.html">http://koyama-lake.info/index.html</a>
②	県：水・大気課	塩分、水温	連続 1時間毎	湖山橋 底層部 テレメータ化 <a href="http://koyama-lake.info/index.html">http://koyama-lake.info/index.html</a>

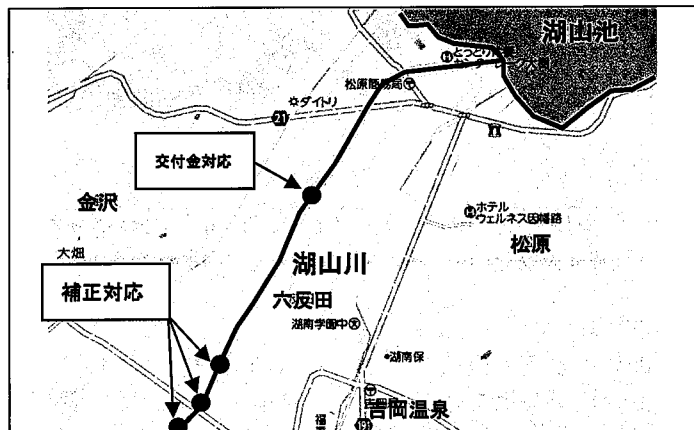
※上記のほか、鳥取県衛生環境研究所により、以下の観測を行っている。

- 〔・センサー設置型（塩分、DO、水温：連続10分）：堀越、福井、桂見
- 〔・手動による観測（塩分、DO、水温の鉛直分布：2回/月）：湖内4地点

### 今回新設

No	所管	モニタリング項目	測定頻度	備考・メモ
★	県：河川課	塩分、水温、DO（鉛直）、流速	連続 1時間毎	湖山水門上下流 2箇所
●	県：水・大気課	塩分、水温、DO（鉛直）	連続 1時間毎	湖心部または堀越、高住沖 2箇所

## 魚道設置箇所





平成25年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

3項 河川海岸費

河川課(内線:7386)

1目 河川総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
河川維持修繕費 [単県公共事業]	342,077	464,100	806,177		<200,420> 463,000		1,100	県費負担 201,520
トータルコスト	396,097	464,100	860,197	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	6.8人	0.0人	6.8人	設計・積算業務、監督業務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成25年7月15日の豪雨による出水等により、護岸や護床等に変状が発生し、次期出水期まで(平成26年6月)の対応が必要な箇所対策を行っている。(※災害復旧事業の採択要件は満たさないもの)

- ・平成23年9月の台風12号や平成24年7月の九州豪雨など、近年頻発する豪雨を踏まえ、昨年5月から8月にかけて県管理河川の総点検を実施し、要対策箇所(約1,100箇所)を把握した。
- ・把握した要対策箇所については、概ね5ヵ年(平成24年度補正予算含む。)を目処に点検・実施・見直し(分析)を繰り返しながら、計画的・効果的に対応していく予定である。

【事業費内訳】

(1) 維持修繕 444,400千円(財源に自然災害防止事業債を充当)

(2) 河床掘削 19,700千円(財源に一般単独災害復旧事業債を充当)

※河床掘削については既存予算で既に対応しており、今後の災害等に備えて予算を積み増す。

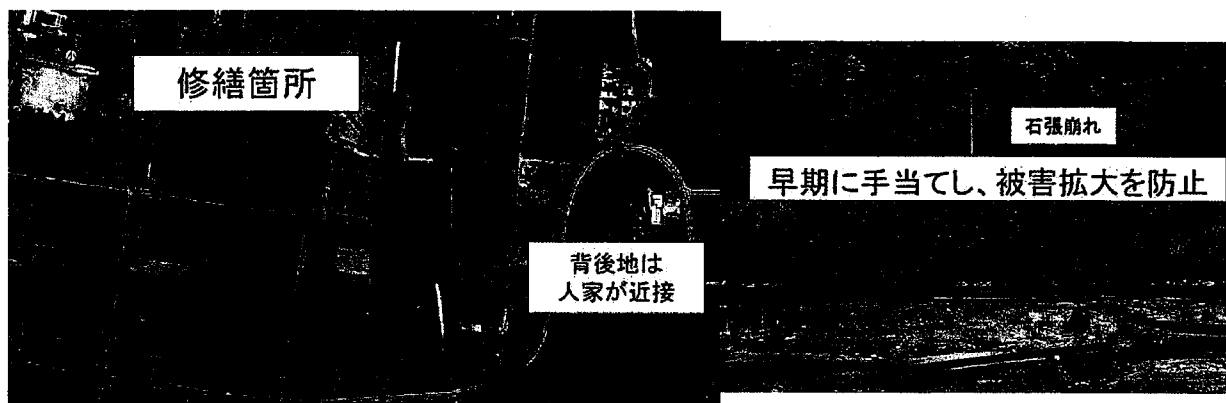
2 主な事業内容

ブロック積みの崩壊や基礎が露出するなどした護岸等81箇所の修繕を早期に行う。

【内訳】鳥取:河内川等 28箇所、八頭:春米川等 16箇所、

中部:八橋川等 9箇所、米子:絹屋川等 15箇所、日野:中原川等 13箇所

【例】河内川(鳥取市気高町二本木)護岸修繕(25m)



3 これまでの取組状況、改善点

これまで把握している要対策箇所1,100箇所のうち約100箇所については、平成24年度11月及び2月の補正予算(計約8億円)で対応した。

今後、点検・実施・見直し(分析)を繰り返し、その結果を「河川カルテ」に取りまとめ、既把握箇所のみならず、新たな要対策箇所を早期に把握して対応するなど、計画的・効果的な河川維持管理を実現し、防災・減災に着実に取り組んでいく。

(注) 記載欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた額である。

県費負担は、記載欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

3項 河川海岸費

河川課 (内線: 7377)

1目 河川総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
海岸漂着ごみ等処理事業	57,092	9,210	66,302			9,210		
トータルコスト	76,158	9,210	85,368	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.4人	0.0人	2.4人	地元調整、関係機関との調整、契約の締結				
工程表の政策目標(指標)	良好な河川・湖沼・海岸環境の創出							
説明								
【「鳥取県海岸漂着物対策基金」充当事業】								
7/15、8/1豪雨災害復旧対策として、公共海岸等の漂着ごみ等の処分を行ったことで、予算の多くを消化したことから、年度後半に向け処分費用の積み増しを行う。								
[単県公共事業]	658,983	4,650	663,633				4,650	
トータルコスト	719,355	4,650	724,005	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	7.6人	0.0人	7.6人	設計・積算業務、監督業務				
工程表の政策目標(指標)	河川・海岸の適正な維持管理							
説明								
事業名	補正前	補正	計	説明				
河川維持修繕費	431,755	3,950	435,705					
川に親しみ環境を守る事業	7,300	3,950	11,250	7/15、8/1豪雨災害復旧対策として、河川に堆積したごみ等を撤去したため、今後の災害等に備えて予算の積み増しを行う。				
ダム管理費	161,911	700	162,611					
ダム管理費	150,502	700	151,202	7/15豪雨災害復旧対策として、ダム区域内に堆積した土砂を撤去したことで、予算の多くを消化したため、今後の災害等に備えて予算の積み増しを行う。				
河川課 合計	6,373,015	513,210	6,886,225		<200,420> 463,000	18,210	32,000	県費負担 232,420

(注) 起債欄の上段〈〉書きは、交付税措置額を除いた金額である。

県費負担は、起債欄の〈〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

- 6款 農林水産業費
  - 4項 林業費
    - 7目 治山費
- 8款 土木費
  - 3項 河川海岸費
    - 3目 砂防費

治山砂防課 (内線: 7821)  
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
治山事業新規事業化調整費 [単県公共事業]	45,000	63,000	108,000				63,000	
砂防事業新規事業化調整費 [単県公共事業]	148,500	16,500	165,000				16,500	
トータルコスト	225,276	79,500	304,776	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	4.0人	0.0人	4.0人	計画説明、設計・積算業務、監督業務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

異常気象による集中豪雨等により、山地災害及び土砂災害が多発する傾向にあり、復旧及び対策を実施する上で、事業の円滑な推進と早期の効果発現は重要である。

この度の平成25年7月15日豪雨により、新たに森林の荒廃が進み、森林の公益的機能の発揮が見込めない箇所、溪流から小規模な土砂流出が発生し、土砂災害の危険が高まっている箇所について、早急に対策を検討し平成26年度の事業化を目指すため、用地基礎調査及び事業化調査を実施するもの。

2 主な事業内容

事業名	市町村名	箇所数
治山事業新規事業化調整費	鳥取市	2箇所
	八頭町	1箇所
	智頭町	1箇所
	三朝町	1箇所
	琴浦町	3箇所
	南部町	5箇所
	伯耆町	1箇所
	日南町	1箇所
	日野町	4箇所
	江府町	2箇所
砂防事業新規事業化調整費	鳥取市	1箇所
	南部町	1箇所
	江府町	1箇所



荒廃溪流状況(南部町上中谷)【治山事業】



河岸浸食による土砂流出状況(伯耆町細池)【治山事業】



山腹崩壊状況(南部町大木屋)【治山事業】



下流への土砂流出状況(江府町佐川)【砂防事業】

3 これまでの取組状況、改善点

これまで当該年度に発生した山地荒廃及び溪流からの小規模な土砂流出については、次年度の新規事業化調査の予算要求をしていたが、この度の豪雨による新たな荒廃や土砂流出に対しては早期の復旧を図る必要があり、本年度に新規事業化調査を実施し、来年度の事業化に向けて対応したい。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費  
3項 河川海岸費  
1目 河川総務費

治山砂防課 (内線: 7821)  
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
砂防維持修繕費 [単県公共事業]	293,130	180,000	473,130		<90,000> 180,000			県費負担 90,000
トータルコスト	309,018	180,000	489,018	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.0人	0.0人	2.0人	計画説明、設計・積算業務、監督業務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

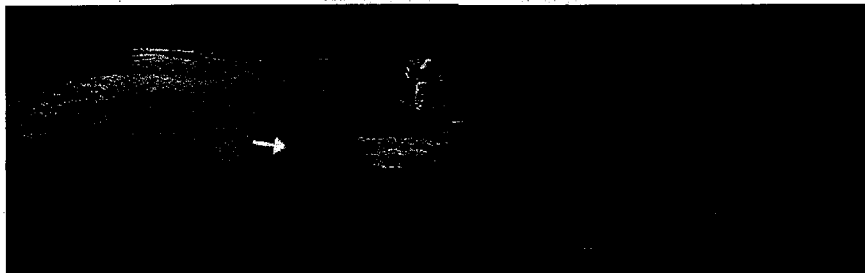
平成25年7月15日の豪雨において、南部町下中谷、上中谷等では、流下した土砂を既設砂防堰堤が捕捉し、下流人家への被害を最小限に食い止めるなど大きな効果を発揮した。  
一方で、当該砂防堰堤は満砂状態になり、さらにその上流にも土砂が堆積しているため、次期出水時に土石流が捕捉できない恐れがある。  
このため、砂防堰堤に堆積した土砂を除去することにより機能回復を図り、次期出水時における下流への被害の未然防止を図るものである。  
※既存予算で対応可能なものは、速やかに対応する。  
(財源に一般単独災害復旧事業債を充当)

2 主な事業内容

事業名	溪流名	事業箇所	土砂量
砂防維持修繕費 (満砂除石)	大坂谷川	西伯郡大山町加茂	5,000 m <sup>3</sup>
	寺谷川	西伯郡南部町下中谷	6,000 m <sup>3</sup>
	赤谷川	西伯郡南部町上中谷	6,000 m <sup>3</sup>
	夏牛川	西伯郡南部町上中谷	4,500 m <sup>3</sup>
	谷中川	西伯郡伯耆町畑池	4,000 m <sup>3</sup>
	大江川	西伯郡伯耆町上野	4,500 m <sup>3</sup>



赤谷川(砂防堰堤の満砂状況)



寺谷川(砂防堰堤の満砂状況)

3 これまでの取組状況、改善点

平成23年においても、台風12号による流下土砂を捕捉し、大きな効果があった既設砂防堰堤が満砂状態となり、上流の堆積土砂に対する堰堤の機能回復(土砂撤去)を実施した。その結果、その後の豪雨に対しても捕捉効果を発揮し、下流の保全対象の安全を確保することができた。

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。  
県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

11款 災害復旧費

1項 農林水産施設災害復旧費

4目 治山施設等災害関連事業費

治山砂防課 (内線: 7821)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
治山施設等災害関連事業費 [災害公共事業]	400,000	562,500	962,500	375,000	<73,570> 168,000		19,500	県費負担 93,070
トータルコスト	412,710	562,500	975,210	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.6人	0.0人	1.6人	計画説明、設計・積算業務、監督業務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成25年7月15日の豪雨により、鳥取県西部地域においては多数の溪流から土砂が流出し、人家、道路等で多くの被害が発生した。

○治山施設等災害関連事業費(補助率: 2/3)

この豪雨に伴い、新たに発生した荒廃山地等において、次期降雨等による土砂流出などにより、人家、公共施設等へ再度災害の危険がある箇所については、災害関連緊急治山事業により復旧整備を迅速かつ緊急的に行い、民生の安定を図る。

2 主な事業内容

事業名	地区名	事業箇所	事業費(千円)	事業内容
災害関連緊急治山事業	上中谷	南部町上中谷	101,700	谷止工3基
	大木屋	南部町大木屋	179,700	谷止工4基
	久連	江府町久連	90,600	谷止工3基、山腹工
	助澤	江府町助澤	113,400	谷止工2基、山腹工
	俣野	江府町俣野	77,100	谷止工2基、床固工1基



南部町大木屋地区  
国道180号への土砂流出



江府町久連地区  
町道への土砂流出



江府町助澤地区  
国道482号への土砂流出

3 これまでの取組状況、改善点

治山施設等災害関連事業費として、平成19年8月の若桜町・智頭町の災害や平成19年9月の琴浦町の災害の被害に迅速に対応することで、早期の復旧を図った。今回の災害に対しても同様に対応したい。

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。

県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

7目 治山費

治山砂防課 (内線:7821)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[一般公共事業]	1,470,648	3,000	1,473,648				3,000	
トータルコスト	1,438,044	3,000	1,441,044	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	14.1人	0.0人	14.1人	設計・積算業務、監督業務				
工程表の政策目標(指標)	山地災害危険地区3,374箇所の整備率の向上 (30年度末 整備箇所数:1,279箇所 整備率:37.9%)							
説明								
事業名	補正前	補正	計	説明				
治山事業(県土)	565,448	3,000	568,448	国費の調整に伴う増額である。				

8款 土木費

3項 河川海岸費

1目 河川総務費

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[単県公共事業]	46,761	5,000	51,761				5,000	
トータルコスト	69,798	5,000	74,798	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.9人	0.0人	2.9人	設計・積算業務、監督業務				
工程表の政策目標(指標)	-							
説明								
事業名	補正前	補正	計	説明				
砂防施設緊急修繕費	5,000	4,300	9,300	7月15日豪雨災害復旧対策として、保護シート設置により斜面崩壊を防ぐ等したことで、予算の多くを消化したことから、今後の突発的な災害等に急に対応するための経費の積み増しを行う。				
砂防管理費	21,946	700	22,646	7月15日豪雨により災害が発生した箇所について、砂防指定地編入調査及び標柱・表示板の設置を行うための経費である。				

3目 砂防費

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[一般公共事業]	2,924,318	120,000	3,044,318	60,000	<27,000> 54,000		6,000	県費負担 33,000
トータルコスト	2,844,956	120,000	2,964,956	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	40.3人	0.0人	40.3人	設計・積算業務、監督業務				
工程表の政策目標(指標)	整備が必要な土石流危険溪流1,626箇所の整備率の向上 (30年度末 整備箇所数:536箇所 整備率:33.0%)							
説明								
事業名	補正前	補正	計	説明				
(新)河川等災害関連事業	0	120,000	120,000	7月15日豪雨による施設の被災箇所のほか、隣接する未被災箇所を含む一連の施設の改良を行うための経費である。 寺谷川(南部町)				

3目 砂防費

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[単県公共事業]	887,402	149,000	1,036,402		<22,790> 53,000	(負担金等) 95,350	650	県費負担 22,790
トータルコスト	922,355	149,000	1,071,355	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	4.4人	0.0人	4.4人	設計・積算業務、監督業務				
工程表の政策目標(指標)	-							

説明

事業名	補正前	補正	計	説明
小規模砂防施設新設費	364,000	122,000	486,000	【「鳥取県地域の元気・公共投資臨時基金」充当事業】 7月15日豪雨により崩壊した砂防河川内の護岸の整備・復旧を行うための経費である。 佐陀川(米子市)ほか8箇所
単県急傾斜地崩壊対策事業	454,200	27,000	481,200	7月15日豪雨により崩壊した人家裏斜面の整備を行い、拡大崩壊を防止するための経費である。 祇園3地区(米子市)

治山砂防課 合計	7,169,304	1,099,000	8,268,304	435,000	<213,360> 455,000	95,350	113,650	県費負担 327,010
----------	-----------	-----------	-----------	---------	----------------------	--------	---------	-----------------

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。

県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度 一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

5項 水産業費

空港港湾課(内線 7405)

7目 漁港管理費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
漁港維持管理費 [単県公共事業]	132,488	600	133,088			600		
トータルコスト	145,993	600	146,593	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.7人	0.0人	1.7人	関係機関との調整				
工程表の政策目標(指標)	-							

説明

【「鳥取県海岸漂着物対策基金」充当事業】

8月1日の豪雨により、漁港海岸保全区域に漂着したゴミ等について、関係町と連携し、その処分等を行う経費である。

空港港湾課 合計	4,839,830	600	4,840,430			600		
----------	-----------	-----	-----------	--	--	-----	--	--



平成25年度 公共事業補正予算総括表(9月定例会)

議案第1号

県土整備部(単位:千円)

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他		
一般公共事業(A)	29,761,992	126,160	61,580	<28,000> 55,000	790	8,790	県費負担 36,790千円
単 原 地 方 特 定 道 路 整 備 事 業	186,300	27,000			27,000		
一 般 単 県 公 共 事 業	7,973,425	1,476,550		<313,210> 696,000	95,950	684,600	県費負担 997,810千円
小 計(B)	8,159,725	1,503,550		<313,210> 696,000	122,950	684,600	県費負担 997,810千円
計(C)(A+B)	37,921,717	1,629,710	61,580	<341,210> 751,000	123,740	693,390	県費負担 1,034,600千円
( 一 般 直 轄 事 業 (D)	22,970,000 ) 4,649,130						
合 計(E)(C+D)	42,570,847	1,629,710	61,580	<341,210> 751,000	123,740	693,390	県費負担 1,034,600千円
災 害 公 共 事 業	4,461,441	562,500	375,000	<73,570> 168,000		19,500	県費負担 93,070千円
( 直 轄 災 害	624,345 ) 207,907						
単 独 災 害 復 旧 事 業	340,769					340,769	
小 計(F)	5,010,117	562,500	375,000	<73,570> 168,000		19,500	県費負担 93,070千円
( 一 般 直 轄 災 害							
総 計(E+F)	47,580,964	2,192,210	436,580	<414,780> 919,000	123,740	712,890	県費負担 1,127,670千円

(注)一般公共事業の事業費は、補助事務費及び人件費継足を含む額である。  
 一般直轄事業、直轄災害欄の上段( )書きは事業費である。  
 起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度 公共事業補正予算総括表(9月定例会)

議案第1号

県土整備部(単位:千円)

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他		
一般公共事業	29,761,992	126,160	61,580	<28,000> 55,000	790	29,888,152	県費負担 36,790千円
道路橋りょう事業	19,588,078					19,588,078	
街路事業	1,404,459					1,404,459	
河川事業	3,170,423					3,170,423	
海岸事業	87,492					87,492	
砂防事業	2,924,318	120,000	60,000	<27,000> 54,000	6,000	3,044,318	寺谷川
港湾事業	538,360					538,360	
空港整備事業	78,000					78,000	
農業農村整備事業	104,923	3,160	1,580	<1,000> 1,000	790	108,083	岩美広域農道
治山事業	1,470,648	3,000			3,000	1,473,648	
漁港事業	215,291					215,291	
道整備交付金事業 (広域農道)	180,000					180,000	

(注)起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度 公共事業補正予算総括表(9月定例会)

議案第1号

県土整備部(単位:千円)

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他		
単県公共事業	8,159,725	1,503,550		<313,210> 696,000	122,950	684,600	県費負担 997,810千円
地方特定道路整備事業	186,300	27,000			27,000		
道路橋りょう事業	186,300	27,000			27,000		(主)鳥取鹿野倉古線
街路事業							
一般単県公共事業	7,973,425	1,476,550		<313,210> 696,000	95,950	684,600	県費負担 997,810千円
道路事業	3,862,623	593,700				593,700	道路維持修繕費
河川事業	1,580,074	468,750		<200,420> 463,000		5,750	河川維持修繕費 464,100千円 川に親しみ環境を守る事業 3,950千円 外
海岸事業	236,168						236,168
砂防事業	1,375,793	350,500		<112,790> 233,000	95,350	22,150	砂防維持修繕費 180,000千円 小規模砂防施設新設費 122,000千円 外
港湾事業	315,290						315,290
空港事業	46,009						46,009
都市計画事業							
土木総務費	287,556						287,556
治山事業	137,424	63,000				63,000	治山事業新規事業化調整費
漁港事業	132,488	600			600		漁港維持管理費

(注)起債欄の上段<書き>は、交付税措置額を除いた金額である。県費負担は、起債欄の<書き>の金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度 公共事業補正予算総括表(9月定例会)

議案第1号

県土整備部(単位:千円)

事業	事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
				国庫支出金	起債	その他		
一般直轄事業	一般直轄事業	( 22,970,000 )					( 22,970,000 )	
	道	4,649,130					4,649,130	
	路	( 18,594,000 )					( 18,594,000 )	
	河	3,733,060					3,733,060	
	川	( 2,001,000 )					( 2,001,000 )	
	海	390,580					390,580	
	岸	( 561,000 )					( 561,000 )	
	防	100,980					100,980	
	砂	( 1,333,000 )					( 1,333,000 )	
	防	239,940					239,940	
災害公共事業	ダム							
	港	( 478,000 )					( 478,000 )	
	湾	184,030					184,030	
	空	( 3,000 )					( 3,000 )	
	港	540					540	
	災害公共事業	4,461,441	562,500	<73,570>	168,000	19,500	5,023,941	県費負担 93,070千円
	建設災害復旧事業	2,863,233					2,863,233	
	災害関連緊急							
	砂防事業	300,000					300,000	
	災害復旧事業	223,648					223,648	
特殊調査費								
港湾災害復旧事業	204,560					204,560		
空港災害復旧事業	50,000					50,000		
治山災害復旧事業	600,000	562,500	<73,570>	168,000	19,500	1,162,500	上中谷(南部町上中谷)外	
漁港災害復旧事業	220,000					220,000		
直轄災害	( 624,345 )					( 624,345 )		
単独災害	207,907					207,907		
単独災害復旧事業	340,769					340,769		
災害復旧事業調査費	172,815					172,815		
単独災害復旧事業	43,039					43,039		
単独災害関連事業	24,915					24,915		
単独砂防災害復旧事業	100,000					100,000		

(注)一般直轄事業、直轄災害欄の上段( )書きは事業費である。起債欄の<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

款 項 目  節	6款 農林水産業費								
	補正前	補正額	補正後	うち県土整備部					
				補正前	補正額	補正後	3項 農地費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	358,879	396	359,275	14,382		14,382	10,649		10,649
2 給 料	2,488,356		2,488,356	158,283		158,283	47,853		47,853
3 職員手当等	1,260,303		1,260,303	79,793		79,793	24,134		24,134
4 共 済 費	955,875		955,875	60,268		60,268	19,248		19,248
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金	733		733						
8 報 償 費	41,947		41,947						
9 旅 費	102,631	424	103,055	1,688		1,688	10		10
費用弁償	3,549	377	3,926	10		10	10		10
普通旅費	87,114	47	87,161	1,678		1,678			
特別旅費	11,968		11,968						
10 交 際 費									
11 需 用 費	530,603	130	530,733	11,272		11,272	711		711
12 役 務 費	129,524		129,524	4,588		4,588	200		200
13 委 託 料	1,427,876	72,160	1,500,036	196,988	66,160	263,148	21,911	3,160	25,071
14 使用料及び賃借料	197,048	50	197,098	8,945		8,945	1,278		1,278
15 工事請負費	3,774,087	79,090	3,853,177	1,682,330	3,000	1,685,330	179,000		179,000
16 原 材 料 費	2,031		2,031						
17 公有財産購入費	12,300		12,300						
18 備 品 購 入 費	101,402	16,643	118,045	630		630	210		210
19 負担金、補助及び交付金	15,088,118	78,608	15,166,726	45,988	600	46,588			
20 扶 助 費									
21 貸 付 金	806,298		806,298						
22 補償、補填及び賠償金	59,110		59,110	22,350		22,350			
23 償還金、利子及び割引料	149,611	1,592,000	1,741,611						
24 投資及び出資金	10		10						
25 積 立 金	186,160	48,000	234,160						
26 寄 付 金									
27 公 課 費	337		337						
28 繰 出 金	283,840		283,840						
予 備 費									
計	27,957,079	1,887,501	29,844,580	2,287,505	69,760	2,357,265	305,204	3,160	308,364
財 源									
内 国庫支出金	5,187,211	41,579	5,228,790	850,106	1,580	851,686	116,620	1,580	118,200
内 地方債	1,786,000	20,000	1,806,000	727,000	1,000	728,000	59,000	1,000	60,000
内 その他	6,976,270	1,659,889	8,636,159	27,046	1,390	28,436	13,230	790	14,020
内 一般財源	14,007,598	166,033	14,173,631	683,353	65,790	749,143	116,354	△ 210	116,144

平成25年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

節	款 項 目	6款 農林水産業費								
		うち県土整備部								
		3項 農地費			4項 林業費					
		2目 土地改良費						7目 治山費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	10,649		10,649	2,306		2,306	2,306		2,306
2	給 料	47,853		47,853	77,301		77,301	77,301		77,301
3	職員手当等	24,134		24,134	38,964		38,964	38,964		38,964
4	共 済 費	19,248		19,248	28,645		28,645	28,645		28,645
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃 金									
8	報 償 費									
9	旅 費	10		10	1,000		1,000	1,000		1,000
	費用弁償	10		10						
	普通旅費				1,000		1,000	1,000		1,000
	特別旅費									
10	交 際 費									
11	需 用 費	711		711	4,000		4,000	4,000		4,000
12	役 務 費	200		200	3,000		3,000	3,000		3,000
13	委 託 料	21,911	3,160	25,071	148,147	63,000	211,147	148,147	63,000	211,147
14	使用料及び賃借料	1,278		1,278	6,910		6,910	6,910		6,910
15	工 事 請 負 費	179,000		179,000	1,255,638	3,000	1,258,638	1,255,638	3,000	1,258,638
16	原 材 料 費									
17	公有財産購入費									
18	備 品 購 入 費	210		210	270		270	270		270
19	負担金、補助及び交付金				20,000		20,000	20,000		20,000
20	扶 助 費									
21	貸 付 金									
22	補償、補填及び賠償金				22,350		22,350	22,350		22,350
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積 立 金									
26	寄 付 金									
27	公 課 費									
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	305,204	3,160	308,364	1,608,531	66,000	1,674,531	1,608,531	66,000	1,674,531
財	国庫支出金	116,620	1,580	118,200	659,086		659,086	659,086		659,086
源	地 方 債	59,000	1,000	60,000	596,000		596,000	596,000		596,000
内	そ の 他	13,230	790	14,020						
訳	一 般 財 源	116,354	△ 210	116,144	353,445	66,000	419,445	353,445	66,000	419,445

平成25年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

款 項 目  節	6款 農林水産業費						8款 土木費		
	うち県土整備部						補正前	補正額	補正後
	5項 水産業費								
	補正前	補正額	補正後	7目 漁港管理費					
補正前				補正額	補正後				
1 報 酬	1,427		1,427				331,038		331,038
2 給 料	33,129		33,129				2,020,869		2,020,869
3 職員手当等	16,695		16,695				1,022,599		1,022,599
4 共 済 費	12,375		12,375				790,440		790,440
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金							500		500
8 報 償 費							13,837		13,837
9 旅 費	678		678	500		500	44,763		44,763
費用弁償							2,532		2,532
普通旅費	678		678	500		500	38,090		38,090
特別旅費							4,141		4,141
10 交 際 費									
11 需 用 費	6,561		6,561	6,395		6,395	722,461		722,461
12 役 務 費	1,388		1,388	1,100		1,100	167,293		167,293
13 委 託 料	26,930		26,930	25,610		25,610	6,201,023	153,182	6,354,205
14 使用料及び賃借料	757		757	368		368	286,599		286,599
15 工 事 請 負 費	247,692		247,692	98,892		98,892	24,295,979	1,450,046	25,746,025
16 原 材 料 費							4,918		4,918
17 公有財産購入費							1,595,650	8,760	1,604,410
18 備 品 購 入 費	150		150				376,767		376,767
19 負担金、補助及び交付金	25,988	600	26,588	6,966	600	7,566	8,800,602	31,475	8,832,077
20 扶 助 費									
21 貸 付 金							17,711		17,711
22 補償、補填及び賠償金							2,350,397	5,740	2,356,137
23 償還金、利子及び割引料							3,000		3,000
24 投資及び出資金									
25 積 立 金							30,826		30,826
26 寄 付 金									
27 公 課 費							6,173		6,173
28 繰 出 金							4,019		4,019
予 備 費									
計	373,770	600	374,370	139,831	600	140,431	49,087,464	1,649,203	50,736,667
財 源 内 訳	国庫支出金	74,400		74,400			16,142,787	60,000	16,202,787
	地方債	72,000		72,000			14,486,000	750,000	15,236,000
	その他	13,816	600	14,416	13,816	600	3,374,440	140,560	3,515,000
	一般財源	213,554		213,554	126,015		126,015	15,084,237	698,643

平成25年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

節	款 項 目	8款 土木費								
		うち県土整備部								
		補正前	補正額	補正後	1項 土木管理費					
					補正前	補正額	補正後	1目 土木総務費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額				補正後	補正前	補正額
1	報 酬	292,998		292,998	154,829		154,829	131,783		131,783
2	給 料	1,755,837		1,755,837	224,541		224,541	224,541		224,541
3	職員手当等	889,034		889,034	115,700		115,700	115,700		115,700
4	共 済 費	689,557		689,557	106,003		106,003	102,410		102,410
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃 金	500		500						
8	報 償 費	10,498		10,498	8,578		8,578	8,578		8,578
9	旅 費	38,635		38,635	10,625		10,625	9,358		9,358
	費用弁償	1,792		1,792	1,745		1,745	1,235		1,235
	普通旅費	33,560		33,560	7,474		7,474	6,717		6,717
	特別旅費	3,283		3,283	1,406		1,406	1,406		1,406
10	交 際 費									
11	需 用 費	658,692		658,692	16,432		16,432	15,831		15,831
12	役 務 費	150,339		150,339	9,984		9,984	9,498		9,498
13	委 託 料	5,367,902	153,182	5,521,084	256,114	1,172	257,286	253,014	1,172	254,186
14	使用料及び賃借料	258,946		258,946	5,169		5,169	4,009		4,009
15	工事請負費	23,144,385	1,450,046	24,594,431	13,000	8,846	21,846	13,000	8,846	21,846
16	原 材 料 費	4,918		4,918						
17	公有財産購入費	1,595,650	8,760	1,604,410	100		100	100		100
18	備 品 購 入 費	367,964		367,964	215		215	215		215
19	負担金、補助及び交付金	7,746,185	700	7,746,885	57,949		57,949	57,933		57,933
20	扶 助 費									
21	貸 付 金									
22	補償、補填及び賠償金	2,335,192	5,740	2,340,932						
23	償還金、利子及び割引料	3,000		3,000	3,000		3,000	3,000		3,000
24	投資及び出資金									
25	積 立 金									
26	寄 付 金									
27	公 課 費	6,173		6,173	7		7	7		7
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	45,316,405	1,618,428	46,934,833	982,246	10,018	992,264	948,977	10,018	958,995
財源内訳	国庫支出金	15,508,267	60,000	15,568,267	2,756		2,756	2,756		2,756
	地方債	14,299,000	750,000	15,049,000						
	その他	2,173,007	140,560	2,313,567	67,247		67,247	53,754		53,754
	一般財源	13,336,131	667,868	14,003,999	912,243	10,018	922,261	892,467	10,018	902,485



平成25年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

節	款 項 目	8款 土木費								
		うち県土整備部								
		2項 道路橋りょう費								
		補正前	補正額	補正後	2目 道路橋りょう維持費			3目 道路橋りょう新設改良費		
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報 酬	55,985		55,985	15,151		15,151	20,834		20,834
2	給 料	942,336		942,336	251,091		251,091	327,609		327,609
3	職員手当等	476,079		476,079	126,642		126,642	165,438		165,438
4	共 済 費	354,503		354,503	94,973		94,973	123,466		123,466
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃 金									
8	報 償 費	9		9				9		9
9	旅 費	16,865		16,865	6,806		6,806	4,213		4,213
	費用弁償	30		30	20		20	10		10
	普通旅費	16,496		16,496	6,650		6,650	4,000		4,000
	特別旅費	339		339	136		136	203		203
10	交 際 費									
11	需 用 費	491,056		491,056	426,435		426,435	52,731		52,731
12	役 務 費	95,475		95,475	49,417		49,417	30,000		30,000
13	委 託 料	3,185,427	27,000	3,212,427	2,171,576		2,171,576	949,742	27,000	976,742
14	使用料及び賃借料	136,255		136,255	53,780		53,780	78,528		78,528
15	工事請負費	15,394,513	597,700	15,992,213	7,296,620	593,700	7,890,320	8,069,102	4,000	8,073,102
16	原 材 料 費	4,918		4,918	4,918		4,918			
17	公有財産購入費	946,350		946,350	187,350		187,350	759,000		759,000
18	備 品 購 入 費	252,792		252,792	252,622		252,622	170		170
19	負担金、補助及び交付金	4,208,072		4,208,072	145,320		145,320	326,000		326,000
20	扶 助 費									
21	貸 付 金									
22	補償、補填及び賠償金	1,471,770		1,471,770	344,750		344,750	1,125,020		1,125,020
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積 立 金									
26	寄 付 金									
27	公 課 費	5,476		5,476	5,476		5,476			
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	28,037,881	624,700	28,662,581	11,432,927	593,700	12,026,627	12,031,862	31,000	12,062,862
財 源 内 訳	国庫支出金	11,735,757		11,735,757	5,006,682		5,006,682	6,716,606		6,716,606
	地方債	9,126,000		9,126,000	1,749,000		1,749,000	4,021,000		4,021,000
	その他	801,015	27,000	828,015	429,811		429,811	369,109	27,000	396,109
	一般財源	6,375,109	597,700	6,972,809	4,247,434	593,700	4,841,134	925,147	4,000	929,147

平成25年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

節	8款 土木費								
	うち県土整備部								
	3項 河川海岸費								
	補正前	補正額	補正後	1目 河川総務費			3目 砂防費		
補正前				補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	52,050		52,050	40,305		40,305	11,745		11,745
2 給料	485,892		485,892	51,534		51,534	213,498		213,498
3 職員手当等	245,296		245,296	26,196		26,196	107,707		107,707
4 共済費	186,475		186,475	25,306		25,306	80,169		80,169
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	500		500	500		500			
8 報償費	1,234		1,234	747		747	81		81
9 旅費	7,360		7,360	1,929		1,929	4,817		4,817
費用弁償	4		4				4		4
普通旅費	6,084		6,084	1,484		1,484	4,600		4,600
特別旅費	1,272		1,272	445		445	213		213
10 交際費									
11 需用費	77,567		77,567	53,282		53,282	15,470		15,470
12 役務費	35,025		35,025	23,093		23,093	11,000		11,000
13 委託料	1,455,593	125,010	1,580,603	343,316	59,410	402,726	613,427	65,600	679,027
14 使用料及び賃借料	76,498		76,498	17,633		17,633	28,727		28,727
15 工事請負費	6,184,258	843,500	7,027,758	931,737	638,100	1,569,837	2,656,565	205,400	2,861,965
16 原材料費									
17 公有財産購入費	392,700	8,760	401,460	2,000		2,000	64,500	8,760	73,260
18 備品購入費	2,160		2,160	1,890		1,890	270		270
19 負担金、補助及び交付金	1,339,877	700	1,340,577	382,025	700	382,725	34,352		34,352
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金	387,514	5,740	393,254	900		900	127,538	5,740	133,278
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金									
26 寄付金									
27 公課費	120		120	38		38			
28 繰出金									
予備費									
計	10,930,119	983,710	11,913,829	1,902,431	698,210	2,600,641	3,969,866	285,500	4,255,366
財源									
国庫支出金	2,640,710	60,000	2,700,710	1,210		1,210	1,242,000	60,000	1,302,000
地方債	4,604,000	750,000	5,354,000	34,000	643,000	677,000	1,957,000	107,000	2,064,000
その他	543,339	113,560	656,899	200,996	18,210	219,206	112,743	95,350	208,093
一般財源	3,142,070	60,150	3,202,220	1,666,225	37,000	1,703,225	658,123	23,150	681,273

平成25年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

款 項 目  節	11款 災害復旧費									
				うち県土整備部						
							1項 農林水産施設災害復旧費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬										
2 給 料	47,853		47,853	47,853		47,853				
3 職員手当等	24,211		24,211	24,211		24,211				
4 共 済 費	17,550		17,550	17,550		17,550				
5 災 害 補 償 費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃 金										
8 報 償 費										
9 旅 費	966		966	966		966				
費用弁償										
普通旅費	966		966	966		966				
特別旅費										
10 交 際 費										
11 需 用 費	5,868		5,868	5,868		5,868				
12 役 務 費	5,808		5,808	5,808		5,808				
13 委 託 料	724,513	10,000	734,513	723,513		723,513	141,000		141,000	
14 使用料及び賃借料	2,154		2,154	2,154		2,154				
15 工 事 請 負 費	4,018,033	618,500	4,636,533	3,941,483	538,500	4,479,983	681,000	538,500	1,219,500	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費	10,100		10,100	10,100		10,100				
18 備 品 購 入 費										
19 負担金、補助及び交付金	602,475	563,965	1,166,440	207,907		207,907				
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	31,500	24,000	55,500	31,500	24,000	55,500	11,000	24,000	35,000	
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	5,491,031	1,216,465	6,707,496	5,018,913	562,500	5,581,413	833,000	562,500	1,395,500	
財 源 内 訳	国庫支出金	3,336,455	1,002,130	4,338,585	2,887,832	375,000	3,262,832	546,806	375,000	921,806
	地方債	1,775,000	179,000	1,954,000	1,758,000	168,000	1,926,000	261,000	168,000	429,000
	その他									
	一般財源	379,576	35,335	414,911	373,081	19,500	392,581	25,194	19,500	44,694

平成25年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

節	款 項 目	11款 災害復旧費			県 土 整 備 部 合 計		
		うち県土整備部					
		1項 農林水産施設災害復旧費			補正前	補正額	補正後
		4目 治山施設等災害関連事業費					
		補正前	補正額	補正後			
1	報 酬				307,380	307,380	
2	給 料				1,961,973	1,961,973	
3	職員手当等				993,038	993,038	
4	共 済 費				767,375	767,375	
5	災 害 補 償 費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃 金				500	500	
8	報 償 費				10,498	10,498	
9	旅 費				41,289	41,289	
	費用弁償				1,802	1,802	
	普通旅費				36,204	36,204	
	特別旅費				3,283	3,283	
10	交 際 費						
11	需 用 費				675,832	675,832	
12	役 務 費				160,735	160,735	
13	委 託 料	100,000		100,000	6,288,403	219,342	6,507,745
14	使用料及び賃借料				270,045	270,045	
15	工事請負費	290,000	538,500	828,500	28,768,198	1,991,546	30,759,744
16	原 材 料 費				4,918	4,918	
17	公有財産購入費				1,605,750	8,760	1,614,510
18	備品購入費				368,594	368,594	
19	負担金、補助及び交付金				8,000,080	1,300	8,001,380
20	扶 助 費						
21	貸 付 金						
22	補償、補填及び賠償金	10,000	24,000	34,000	2,389,042	29,740	2,418,782
23	償還金、利子及び割引料				3,000	3,000	
24	投資及び出資金						
25	積 立 金						
26	寄 付 金						
27	公 課 費				6,173	6,173	
28	繰 出 金						
	予 備 費						
	計	400,000	562,500	962,500	52,622,823	2,250,688	54,873,511
財 源 内 訳	国庫支出金	266,666	375,000	641,666	19,246,205	436,580	19,682,785
	地方債	120,000	168,000	288,000	16,784,000	919,000	17,703,000
	その他				2,200,053	141,950	2,342,003
	一般財源	13,334	19,500	32,834	14,392,565	753,158	15,145,723

節 の 明 細

項		目	金額(千円)等
6款	農林水産業費		
	5項	水産業費	
		7目 漁港管理費	
		負担金、補助及び交付金	
		海岸漂着ごみ等処理事業補助金	600
8款	土木費		
	3項	河川海岸費	
		1目 河川総務費	
		負担金、補助及び交付金	
		海岸漂着ごみ等処理事業補助金	700

# 繰越明許費に関する調書

県土整備部(単位:千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額 今回申請額	左の財源内訳			一般財源
						国庫支出金	起債	その他	
6	農林水産業費	4	林業費	724,000	62,192	31,096	27,000		4,096
8	土木費	1	土木総務費	25,811	10,018				10,018
		2	道路橋りょう維持費	1,801,000	80,000	56,000	21,000		3,000
		3	道路橋りょう改良費	182,509	54,600			54,600	
11	災害復旧費	1	河川海岸費	5,400,000	928,000	510,400	375,000		42,600
		3	河川総務費	2,002,581	50,000	35,000	13,000		2,000
		4	河川砂防費	473,130	72,000		72,000		
11	災害復旧費	1	河川砂防費	1,572,650	109,900	54,950	49,000		5,950
		2	河川砂防費	602,553	119,800	56,905	51,000	5,990	5,905
		3	河川砂防費	486,000	68,700		17,000	50,000	1,700
		4	河川砂防費	481,200	63,500		53,000	9,925	575
11	災害復旧費	1	河川等災害関連事業費	120,000	120,000	60,000	54,000		6,000
		2	河川等災害関連事業費	962,500	562,500	375,000	168,000		19,500
県土整備部 一般会計				14,833,934	2,301,210	1,179,351	900,000	120,515	101,344

## 繰越理由一覧

県土総務課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	繰越額	繰越理由
土木事業総務費	箇所なし	10,018	県土総務課文書倉庫の解体工事に係る設計委託及び解体工事の期間を算定したところ、年度内完了が見込めないため。(約60日)

道路企画課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	繰越額	繰越理由
防災・安全交付金事業費(交通安全)	一般国道181号(大殿工区(伯耆橋))	80,000	工事に支障となる光ケーブルの移設計画を見直す必要が生じ、その検討及び調整に不測の日数を要したため。(約45日)

道路建設課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	繰越額	繰越理由
市町村受託事業費(道路)	一般国道181号(江府道路)	54,600	工事用道路敷地の借地交渉に不測の日数を要したため。(約60日)
道路改良事業費(国道改築)	一般国道178号(岩美道路)	910,000	地元協議により、側道の構造を見直したことによる修正設計及び保安林解除に不測の日数を要したため。(約120日)
"	一般国道181号(江府道路)	18,000	工事用道路敷地の借地交渉に不測の日数を要したため。(約60日)
社会資本整備総合交付金事業費(県道改良)	主要地方道郡家鹿野気高線(岡木工区)	50,000	現道迂回路の盛土材として使用する流用土が軟弱であり、別工事との調整及び土質改良を行うための各種試験に不測の日数を要したため。(約45日)

治山砂防課(単位:千円)

事業名	地区(路線)名	繰越額	繰越理由
農山漁村地域整備交付金事業費(治山)	美成地区	62,192	落石防護柵設置の計画に当たり、関係者との協議に不測の日数を要したため。(約60日)
砂防維持修繕費	寺谷川	24,000	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用道路等の関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	赤谷川	30,000	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用道路等の関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	大坂谷川	18,000	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用道路等の関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
防災・安全交付金事業費(通常砂防事業)	音谷川	67,300	工事用地の一部について、相続問題により、用地取得に不測の日数を要したため。(約90日)
"	稗谷川	19,300	工事の施工に伴い利用不能となる水道施設の補償についての説明に不測の日数を要したため。(約60日)
"	鳶谷川	23,300	工事の施工に伴い利用不能となる水道施設の補償についての説明に不測の日数を要したため。(約60日)
防災・安全交付金事業費(急傾斜地崩壊対策事業)	鹿の子地区	50,000	工事用地内の墓地移転について、移転交渉に不測の日数を要したため。(約60日)
"	大江第3地区	69,800	工事車両通行に伴う騒音・振動等に対して、地元関係者との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
小規模砂防施設新設費	川平山谷川	16,500	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用道路等の関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)

事業名	地区(路線等)名	繰越額	繰越理由
小規模砂防施設新設費	赤谷川	30,000	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用道路等の関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	奥市川ほか	22,200	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用道路等の関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
単県急傾斜地崩壊対策事業費	姉泊地区	45,000	神社用地の買収に係る神社庁との協議に不測の日数を要したため。(約60日)
"	祇園3地区	18,500	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用道路等の関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
河川等災害関連事業費	寺谷川	120,000	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用道路等の関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
治山施設等災害関連事業費	上中谷地区(1号箇所)	35,100	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、施工地に係る境界の確認について関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	上中谷地区(2号箇所)	66,600	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、施工地に係る境界の確認について関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	大木屋地区(1号箇所)	48,000	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、構造物の施工位置及び工事用道路について関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	大木屋地区(2号箇所)	72,900	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、構造物の施工位置及び工事用道路について関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	大木屋地区(3号箇所)	58,800	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、構造物の施工位置及び工事用道路について関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	久連地区(1号箇所)	33,900	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用道路等の関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	久連地区(2号箇所)	32,100	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用道路等の関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	久連地区(3号箇所)	24,600	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用道路等の関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	助澤地区(1号箇所)	41,100	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用道路及び境界確認について関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	助澤地区(2号箇所)	17,100	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用道路及び境界確認について関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	助澤地区(3号箇所)	55,200	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用道路及び境界確認について関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	俣野地区(1号箇所)	34,500	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用資材の搬入方法及びルートについて関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	俣野地区(2号箇所)	8,100	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用資材の搬入方法及びルートについて関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)
"	俣野地区(3号箇所)	34,500	7月豪雨に伴う補正により行う工事であり、工事用資材の搬入方法及びルートについて関係地権者との調整が必要となることから、年度内完了が困難なため。(約60日)



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

県土整備部

(単位：千円)

【追加分】

事 項	限 度	額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源				内 訳
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定	財 源	財 源	財 源	
							国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
平成25年度 除雪事業委託		千円 100,000		千円	平成26年度から 平成27年度まで	千円 100,000	千円	千円	千円	千円	千円 100,000

条例名等	鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 条例の改正理由 河川法が一部改正され、従属発電のための流水の占用について、許可に代えて登録で足りるとされたことに伴い所要の改正を行う。</p> <p>2 条例案の概要 (1) 流水占用料等を徴収する者に、流水の占用の登録を受けた者を加える。 (2) 施行期日は、河川法の一部改正の施行日とする。</p>

鳥取県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

鳥取県流水占用料等徴収条例（平成 12 年鳥取県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第 2 条 知事は、<u>法第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は法第 23 条の 2 の登録</u>を受けた者から、別表に定めるところにより、流水占用料等を徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第 2 条 知事は、<u>法第 23 条から第 25 条までの許可</u>を受けた者から、別表に定めるところにより、流水占用料等を徴収する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 35 号）附則第 1 条のただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          県税の延滞金の割合の特例が見直されたことに伴い、分担金等及び占用料等の延滞金の割合を改める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 鳥取県延滞金徴収条例の一部改正          ア 延滞金の割合を年14.6パーセント（現行 年14.5パーセント）（督促状に指定した期日までの期間については年7.3パーセント（現行 年7.25パーセント））に改める。          イ 当分の間、延滞金の割合を特例基準割合（租税特別措置法の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合（督促状に指定した期日までの期間については、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合）とする。</p> <p>(2) 鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正          ア 当分の間、延滞金の割合を特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合（督促状に指定した期日までの期間については、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合）とする。          イ 条例の名称を改める等の所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日等          ア 施行期日は、平成26年1月1日とする。          イ 鳥取県国有地使用料徴収条例について、所要の規定の整備を行う。          ウ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>(延滞金の額)</p> <p>第3条 延滞金の額は、納入通知書に指定した納期限の翌日から分担金等の納付の日までの期間の日数に応じ、当該分担金等の金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年<u>14.6</u>パーセントの割合(督促状に指定した期日までの期間については、年<u>7.3</u>パーセントの割合)を乗じて計算した額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>2 当分の間、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年<u>7.3</u>パーセントに満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">年14.6パーセントの割合</td> <td style="padding: 2px;">次項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">年7.3パーセントの割合</td> <td style="padding: 2px;">当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p>	年14.6パーセントの割合	次項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合	年7.3パーセントの割合	当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)	<p>(延滞金の額)</p> <p>第3条 延滞金の額は、納入通知書に指定した期日の翌日から分担金等の納付の日までの期間の日数に応じ、当該分担金等の金額(100円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。)に年<u>14.5</u>パーセント(督促状に指定した期日までの期間については、年<u>7.25</u>パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第3条に規定する延滞金の年<u>7.25</u>パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合を</p>
年14.6パーセントの割合	次項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合				
年7.3パーセントの割合	当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)				

	<p>いう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>
--	--

(鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和28年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>鳥取県道路占用料等徴収条例</u></p>	<p><u>鳥取県道路占用料徴収条例</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項及び第73条第2項(これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、県が管理する道路に係る占用料及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県が徴収する道路占用料(以下「占用料」という。)の額及び徴収方法については、法令その他別に定めのある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>
<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。<u>ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>納入通知書1通の金額が1,000円未満であるとき。</u></p> <p>(2) <u>延滞金の額が100円未満であるとき。</u></p> <p>(3) <u>滞納について知事がやむを得ない理由があると認めるとき。</u></p> <p>2 <u>延滞金の額は、納入通知書に指定した納期限の翌日から法第73条第1項に規定する負担金等の納付の日までの期間の日数に応じ、当該負担金等の金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に年14.5パーセントの割合(督促状に指定した期日までの期間については、年7.25パーセントの割合)を乗じて計算した額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</u></p> <p>3 <u>当分の間、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.25パーセントに満たない場合には、その年中に係る前</u></p>	<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。</p> <p>2 <u>前項の延滞金の額及びその徴収方法については、鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年鳥取県条例第45号)の規定を準用する。</u></p>

項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

年14.5パーセントの割合	次項に規定する特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合
年7.25パーセントの割合	当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントを超える場合には、年7.25パーセントの割合）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県延滞金徴収条例第3条の規定及び第2条の規定による改正後の鳥取県道路占用料等徴収条例第6条の規定は、平成26年1月1日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。

(鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正)

- 3 鳥取県国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 この条例の規定は、次に掲げる条例の規定が適用される国有地については、適用しない。</p> <p>(1) <u>鳥取県道路占用料等徴収条例</u>（昭和28年鳥取県条例第48号）</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 この条例の規定は、次に掲げる条例の規定が適用される国有地については、適用しない。</p> <p>(1) <u>鳥取県道路占用料徴収条例</u>（昭和28年鳥取県条例第48号）</p> <p>(2)～(6) 略</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>損害賠償の額の決定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する検査手数料の支払の遅延による損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 損害賠償の相手方</p> <p>国</p> <p>(2) 損害賠償の要旨</p> <p>県は、損害賠償金776円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事件の概要</p> <p>平成25年7月8日付けで損害賠償の相手方から納入の告知があった鳥取空港航空灯火の定期検査手数料の納付に当たり、県が納付期限内に納付を完了せず、5日経過後に納付したことにより生じた損害について、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第35条第1号の規定に基づき延滞金を支払うものである。</p>



区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (平成25年7月2日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年7月2日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  甲 島根県松江市 個人  乙 米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨  県は、損害賠償金10,973円を甲に、39,281円を乙に、それぞれ支払うものとする。  (過失割合…県7割)</p> <p>(3) 事故の概要  ア 事故発生年月日  平成25年4月14日</p> <p>イ 事故発生場所  西伯郡日吉津村大字日吉津地内</p> <p>ウ 事故の状況  和解の相手方がそれぞれ一般国道431号を軽乗用自動車又は普通乗用自動車で行進中、路面の陥没した部分にはまり、それぞれの車両が破損したものである。</p>

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について        (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について        (平成25年8月2日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由        法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年8月2日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要        (1) 和解の相手方        甲 福岡市博多区東光寺町一丁目2番7号        九州自動車リース株式会社 代表取締役 近藤 博文        乙 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号        名鉄協商株式会社 代表取締役 盛田 敏雄        丙 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨        県は、物的損害に対する損害賠償金1,020,128円を甲に、481,945円を乙に、それぞれ支払うものとする。また、県は、人身損害に対する損害賠償金33,010円を丙に支払うものとする。        (過失割合…県10割)</p> <p>(3) 事故の概要        ア 事故発生日        平成25年4月24日 午前10時20分頃        イ 事故発生場所        倉吉市山根地内        ウ 事故の状況        鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所所属の職員が、会議に出席するため軽乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、前方で左折しようとして停車していた車両への追突を避けようと対向車線に進入したところ、対向車線を走行中の和解の相手方甲所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。        また、双方の車両が衝突したはずみで、当該普通乗用自動車が、和解の相手方丙が運転する和解の相手方乙所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方丙が負傷したものである。</p>

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成25年8月22日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年8月22日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要                  (1) 和解の相手方                  東伯郡三朝町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨                  県は、損害賠償金79,909円を支払うものとする。                  (過失割合…県10割)</p> <p>(3) 事故の概要                  ア 事故発生年月日                  平成25年4月22日 午後2時00分頃</p> <p>イ 事故発生場所                  東伯郡三朝町山田地内</p> <p>ウ 事故の状況                  鳥取県中部総合事務所所属の職員が、土木施設の現地確認のため軽乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。</p>

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成25年8月22日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年8月22日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要                  (1) 和解の相手方                  甲 鳥取市 個人                  乙 鳥取市 個人                  丙 島根県松江市白潟本町63番地                  山陰総合リース株式会社 代表取締役 曾田 修次</p> <p>(2) 和解の要旨                  県は、物的損害に対する損害賠償金363,518円を甲に、483,155円を丙に、それぞれ支払うものとする。また、県は、人身損害に対する損害賠償金240,412円を乙に支払うものとする。                  (過失割合…県10割)</p> <p>(3) 事故の概要                  ア 事故発生年月日                  平成25年5月31日 午前9時55分頃                  イ 事故発生場所                  鳥取市古海地内                  ウ 事故の状況                  鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所所属の職員が、工事現場での立会確認に向かうため、賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。</p>

長期継続契約の締結状況について

報告第7号

県土整備部									
番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額	円	契約期間	設置場所等
1	中部総合事務所	物品	シュレッダー	1台	広島県広島市中区八丁堀3番33号 リコーリース株式会社 中国支社	11,970		平成25年7月1日 ～平成26年6月30日	鳥取県中部総合 事務所県土整備 局

## 平成25年度 公共事業実施地区の概要

(一般公共事業)

道路建設課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	全 体 計 画			H25年度事業費		H25以降 残事業費
			事業概要	期間	事業費	事業概要	事業費	
農山漁村地域整備 交付金 (保全対策)	農道補修4路線	県内全域	農道補修 4路線	H25	1,840	点検診断 1式	(1,840) 0	1,840
	岩美広域農道	鳥取市福部町蔵見 ～岩美町岩常	トンネル点検診断 N=1箇所	H25	5,000	トンネル点検診断 N=1箇所	(0) 5,000	5,000

事業費の上段( )内は、変更前の事業費である。

平成25年度 公共事業実施地区の概要

(一般公共事業)

治山砂防課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	全 体 計 画			平成25年度事業費		H25以降 残事業費
			事業概要	期間	事業費	事業概要	事業費	
河川等災害関連事業	寺谷川	南部町 下中谷	溪流保全工	H25	120,000	溪流保全工	(0) 120,000	120,000

事業費の上段( )内は、変更前の事業費である。

## 平成25年度 公共事業実施地区の概要

(地方特定道路整備事業)

道路建設課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	全 体 計 画			H25年度事業費		H25以降 残事業費
			事業概要	期間	事業費	事業概要	事業費	
道路橋りよう事業 (道路改良)	主要地方道 鳥取鹿野倉吉線	鳥取市 高住～良田	道路改良 L=2,400m W=6.5(13.0)m	H25 ～ H29	970,000	詳細設計	(0) 27,000	970,000

事業費の上段( )内は、変更前の事業費である。



平成25年度 公共事業実施地区の概要

(単県公共事業)

治山砂防課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	全 体 計 画			平成25年度事業費		H25以降 残事業費
			事業概要	期間	事業費	事業概要	事業費	
小規模砂防施設新設費	佐陀川	米子市 福万	溪流保全工	H25 ~ H26	45,000	測量設計 盛土工	(0) 10,000	45,000
	赤谷川	西伯郡 南部町 上中谷	溪流保全工	H25	50,000	溪流保全工	(0) 50,000	50,000
	三谷川	日野郡 日南町 柿原	護岸工	H25	3,000	護岸工	(0) 3,000	3,000
	大谷川	日野郡 日南町 神福	護岸工	H25	5,500	護岸工	(0) 5,500	5,500
	奥市川	日野郡 江府町 江尾	護岸工	H25 ~ H26	19,500	護岸工	(0) 11,000	19,500
	久那谷川	日野郡 江府町 大満	護岸工	H25	7,000	護岸工	(0) 7,000	7,000
	大谷川	日野郡 江府町 久連	護岸工	H25	3,500	護岸工	(0) 3,500	3,500
	川平山谷川	日野郡 江府町 久連	溪流保全工 床固工	H25 ~ H26	40,000	測量設計 溪流保全工 床固工	(0) 25,000	40,000
	南谷川	日野郡 江府町 宮市	護岸工	H25	7,000	護岸工	(0) 7,000	7,000
単県急傾斜地崩壊対策 事業	祇園3地区	米子市 祇園町	法粹工 落石防護柵工 待受擁壁工	H25	27,000	法粹工 落石防護柵工 待受擁壁工	(0) 27,000	27,000

事業費の上段( )内は、変更前の事業費である。

